

平成30年度 第3回中野区入札監視委員会議事録概要

1 開催日時

平成31年3月26日(火) 15時30分～17時

2 会場

中野区役所4階 庁議室

3 出席者

委員 武藤 博己(委員長)、上野 真裕(委員)、宮村 光雄(委員)

事務局 高橋 信一(経営室長)、吉沢 健一(副参事 経理担当)

高田 班(副参事 施設担当)

4 議事

- (1) 平成30年12月から平成31年3月までの区発注工事等の入札及び契約手続きの運用状況等について

・・・・・・・・資料1

※(補足資料)平成30年度の工事請負契約集計について

・・・・・・・・資料2

- (2) 平成31年度の工事発注について

・・・・・・・・資料3

- (3) その他

・・・・・・・・資料4

5 議事内容（主な意見等）

(1) 平成30年12月から平成31年3月までの区発注工事等の入札及び契約手続きの運用状況等について

委員の主な意見・質問等	区の説明・回答
—	資料1及び資料2に基づき、運用状況等を説明した。
問題となるのは、1者入札と落札率の高い案件である。とくにJV案件（No.2～6、No.11・12）で1者入札が多くなっているのはなぜか。	JV案件の参加資格要件として区内業者を構成員に含む必要があるが、大きな工事（学校の新築工事）の実績要件をクリアできる区内業者が少なかったという事情がある。今後、区内業者の受注力を高める取組みを進めていければと考えている。
JV案件の入札経過をみると、開札日が同じ案件があり、同じ区内業者が同時に別の案件に参加しているが、何か違和感がある。はっきりとは言えないのだが、競争が働いていないのではないか。	—
JVを組むためにある程度の時間が必要なのは確か、公告期間はどのくらいとっているのか。	15日間から20日間程度である。
やはり、JVを複数者参加させるためには、余裕を持った公告期間が必要である。	今後、注意して公告期間を確保していきたい。
業者指定案件はともかく、総合評価方式の案件でも落札率が高いものが散見される（No.19など）。これをどのように考えるか。	No.19は解体工事であるが、入札経過をみると最低制限価格未満が多くなっており、ちょうど解体工事については他の工事入札とは区別して最低制限価格の算定式を見直すべきと考えているところである。平成29年度に、ダンピング防止のため他の工事と同様に最低制限価格を上げたわけだが、現在見直す必要を感じているところである。

他の自治体の解体工事の最低制限価格の算定式は、その他の工事と同じなのか。	東京都などは、解体工事だけ違う算定式を用いている。
J V案件で代表企業が同じとなったものでも、それぞれ技術者は別の者となっているか。	専任が必要なため、当然別の人物が配置される。
資金の支払は工事が終わってからするか。	2億円を限度に前金払を行う。
複数の工事を同時に受注する業者が、資金繰りが足りないなど過剰に請負うことになっていないか確認するすべはあるのか。	これほど大きな工事発注が重なることは今までになかった。そのため、確かに、前払金が2億円では資金繰りが厳しいという業者の声は聞く。今後もそういった声が出てくると思われる。
J V案件の評価点はどのような構成か。	出資比率で按分をかけている。
No.1の案件は落札率99.9%で4者による入札だが、指名した者もあったのか。	希望性指名競争入札は3者以上の参加で入札を成立させおり、これは希望した者だけで入札を行った案件である。
本当は、すべての工事入札で複数者の参加がなければならないとした方が良いと思うが、オリンピック需要などがあるためなかなか難しい面もあるかもしれない。	学校の工事はどうしても夏休みの時期に重なってしまう。また、学校統廃合計画も開校の時期を決めて進めているので、なかなか予定をずらすことが難しいのが現実である。
J V案件でも単体企業が参加できる仕組みはあるか。東京都はそうした試行を行っているか聞いた。	中野区では、区内業者の育成という点からJ Vを推進してきたため、そういったことはしていないが、一度不調になったものについては、J V要件を外し、単体企業の案件として再度発注することもある。No.13がちょうどそうした案件である。
やはり、計画の段階から余裕を持った予定を立てることが肝要であると思う。契約担当から事業所管に対し、そういったことを助言していけばいいと思う。	そういった視点も検討していきたい。

(2) 平成31年度の工事発注について

委員の主な意見・質問等	区の説明・回答
—	資料3に基づき、説明した。 また、工事請負契約等の総合評価方式に係る落札者の決定について、あらためて学識経験者の意見を求めず落札者を決定する扱いとすることを説明した。
No.114は、野球場の工事で業種が造園ということなのか。	業種を運動場施設として発注することもできるが、区内業者で請負える者が1者しかいないため、複数者請負えるように（競争性を働かせるために）造園とした。また、造園工として発注できる要素も含まれているためである。
入札希望時期はどのように決められるのか。	工期から逆算して決めている。
地域要件の「○」は何か。	区内業者へ限定して発注する案件である。
平成31年度は、地域要件のあるものが多いような気がするがどうか。	一律に金額で区切っているが、金額の要件は昨年度と同じなので、金額の低めなものが多いということであろう。
この発注予定はホームページに掲載されるのか。	4月1日に掲載する。
特別簡易型では地域要件があるものがない者があるようだが。	一律に金額で区切っている。
JV案件はあるか。	簡易型の案件はすべてそうである。
解体案件はあるか。	No.127がそうである。
橋梁工事はあるか。橋梁工事という業種はあるか。	橋梁工事はあるが、橋梁工事の実績を持った業者がないため、一般土木工事として発注する。
現在工事中の案件があっても技術者が配置できるならば、新たな工事を受注できるということか。	そのとおりである。

技術者を多く抱える業者は、少ないのでは。	そのとおりであると思っている。そのため、大きな工事に参加できる業者が一層限られてくるのではないか。
工事成績は60点未満であると赤点ということだと思いが、そういった業者はあったか。	今年度はそういった業者はなかった。事故を起こしてしまった業者はあったが、事故処理の対応が良かったりして、60点未満となることはなかった。
工事成績が不良の業者は指名停止になるか。最近はそういった業者はあったか。	指名停止になる。最近はそういう業者はない。
検査担当は、契約所管にいるのか。	契約所管に専門として配置している。

(3) その他

委員の主な意見・質問等	区の説明・回答
—	資料4に基づき、一般競争入札に際し、入札参加資格として設けている実績要件の期間を過去5年間から10年間に延長すること、また、入札で最低制限価格未満が多いため、解体工事に係る最低制限価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格の基準を引下げることについて、意見を求めた。
実績要件の期間を過去5年間から10年間に延長するということは、どういう意味があるのか。	過去5年間であると、景気の変動により景気の谷の期間しかみることができない業者があるなど、機会を失う業者があり、参加の間口を広げるためである。
業者にチャンスを与えるということから賛同する。	—
それで適正な競争が図られるのなら賛成である。	参考にしたい。

<p>解体工事の最低制限価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格の基準を引下げることについては、総合評価方式の場合は低入札価格調査制度を合わせて見直すという前提であれば、賛同する。</p>	<p>参考にしたい。低入札価格調査制度は、合わせて見直す。</p>
<p>解体工事は外国人労働者も多いと聞く。労働条件などをチェックすることはあるか。</p>	<p>建退協への加入や施工体制台帳、作業員台帳での下請けの確認はしているが、細かな従事者（職人）の労働条件（賃金）のチェックまではしていない。</p>
<p>中野区は、公契約条例についてはどのように考えているか。</p>	<p>制定について検討をしているが、課題が多いことも認識しているところである。</p>